

ちてきしょうがいしゃふくし
知的障害者福祉のしおい



生きがいと健康けんこうづくりイメージキャラクター
「ちゃっぴー」

しず おか けん
静 岡 県

◆ も く じ ◆

| こ う 項 | も く 目 | ペ ー ジ |
|-------------|---|-------------|
| 1 | 療育手帳 療育手帳について | 1 |
| 2 | 年金 障害基礎年金、心身障害者扶養共済制度 | 2 |
| 3 | 手当 特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当 | 3 |
| 4 | 税金 税制上の優遇措置 | 4 |
| 5 | 割引・減免 JR・県内私鉄・バス・タクシー等の旅客運賃割引制度、 有料道路の料金割引、NHK放送受信料の減免、NTTの無料番号案内、 携帯電話基本使用料等の割引、駐車禁止除外標章、県立施設の利用料金 の減免 | 5~8 |
| 6 | 医療 重度障害者（児）医療費助成 | 9 |
| 7 | 障害者・児に対する福祉サービスの体系 自立支援給付、地域生活 支援事業、障害児通所支援及び障害児相談支援、障害児入所支援（施設） （契約の場合） | 10~15 |
| 8 | 障害児者ライフサポート事業 | 15 |
| 9 | 生活支援 在宅重症心身障害児（者）療育支援事業 | 16 |
| 10 | 就業支援 静岡障害者職業センター、障害者職業能力開発 施設、障害者働く幸せ創出センター、障害者就業・生活支援センタ ー、職場適応訓練制度、障害者トライアル雇用制度、ジョブコーチ制度 | 17~19 |
| 11 | 成年後見制度 | 20 |
| 12 | 日常生活自立支援事業 | 20 |
| 13 | 各種相談 | 21~25 |

このしおりに掲載されている情報は令和6年4月1日現在のものです。最新情報等については県ホームページにて随時お知らせいたします。しおりに記載している事業の他にそれぞれの市や町の単独事業もあります。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/1040584/1023701.html>

1 療育手帳 (りょういくてちょう)

と あ さき す しちょう
 ? 問い合わせ先：お住まいの市町

★ 療育手帳について

ちてきしょうがい かたがた いっかん そうだん しえん おこな えんじょう
 知的障害のある方々に、一貫した相談・支援を行うとともに、いろいろな援助を受けやすくす

るため、療育手帳の交付制度があります。

こうふ う かた いんかん じさん しやしん そ しふくしじむしょまた まちやくば
 交付を受けたい方は、印鑑を持参のうえ、写真(4cm×3cm)を添えて、市福祉事務所又は町役場

に申請してください。

てちょう こうふ う かた てちょう じかい はんていねんげつ してい はんていねんげつ
 手帳の交付を受けた方は、手帳に次回の判定年月が指定されているときは、その判定年月までに

再判定を受けてください。

こうふご つぎ ばあい しふくしじむしょまた まちやくば とど
 また、交付後、次のような場合は、すみやかに市福祉事務所又は町役場へ届けてください。

てちょう ふんしつ はそん
 ◆手帳の紛失・破損

じゅうしよ しめい へんこう
 ◆住所・氏名の変更

《療育手帳をお持ちの方が利用可能な主な制度》

| くぶん 区分 | せいど 制度 | ねんれい 年齢 | さんしやう 参照ページ |
|----------------------------|--|-----------------|----------------|
| てあて 手当・ ねんきん 年金など | しょうがいきそねんきん 障害基礎年金 | さいいじやう 20歳以上 | 2 |
| | しんしんしょうがいしやふようきやうさい 心身障害者扶養共済 | | 2 |
| | とくべうじどうふようてあて 特別児童扶養手当 | さいみまん 20歳未満 | 3 |
| | とくべうしょうがいしやてあて 特別障害者手当 | さいいじやう 20歳以上 | 3 |
| | しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当 | さいみまん 20歳未満 | 3 |
| ぜいきん 税金 | しよとくぜい じゅうみんぜいこうじよ 所得税・住民税控除 | | 4 |
| | じどうしゃぜいどうけんめん 自動車税等減免 | | 4 |
| わりひき 割引 けんめん 減免 | してつどうらんちんわりひきせいど JR・私鉄等運賃割引制度 | | 5 |
| | ほうそうじゆしんりやうけんめん 放送受信料減免 | | 6 |
| | けんりうしぜう りやうりやうきん げんめん 県立施設の利用料金の減免 | | 7 |
| いりやう 医療 | じゅうどしょうがいしや じ いりやうひじよせい 重度障害者(児)医療費助成 | | 9 |

かくせいど りやうかろう やうけん くわ さんしやう らん
 ※各制度において利用可能な要件がありますので、詳しくは参照ページをご覧ください。

2 年 金(ねんきん)

★ 障害基礎年金

と あ さき す しちよう
? 問い合わせ先：お住まいの市町

しょうがい き そねんきん こくみんねんきん かにゆう あいだ びようき いったい しょうがい
障害基礎年金は、国民年金に加入している間にかかった病気やけがによって一定の障害の
じょうたい しきゅう さいいじょう かにゆう あと さい
状態(※)にあるときに支給されるほか、60歳以上で加入をやめた後、65歳になるまでの
あいだ しょうしん びようき しょうがい じょうたい さいまえ しょうがい
間に初診がある病気やけがにより障害の状態にあるとき、また、20歳前の障害については、
さい さいいこう いったい しょうがい じょうたい う
20歳になったときや20歳以降に一定の障害の状態にあれば受けることができます。

いったい しょうがい じょうたい こくみんねんきんほう しょうがいたうきゅう きゅう きゅう
(※)一定の障害の状態とは、国民年金法による障害等級の1級または2級の
じょうたい
状態をいいます。

れいわ ねん どねんきんがく きゅう えん きゅう えん
◆令和6年度年金額：(1級) 1,020,000円 (2級) 816,000円

★ 心身障害者扶養共済制度(任意加入)

と あ さき す しちよう
? 問い合わせ先：お住まいの市町

しょうがい かた ふうよう ほごしゃ みずか せいぞんちゆう まいつきいったい かけきん おさ
障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、
ほごしゃ まんいち しぼう じゅうどしょうがい しょうがい かた しゅうしんいったいがく つき まんえん
保護者に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方に終身一定額(月2万円)
ねんきん しきゅう にんいかにゆう せいど
の年金が支給される任意加入の制度です。

かにゆう ほごしゃ ようけん
◆加入できる保護者の要件

ねんれい さいみまん まいと し がつ にち ねんれい とくべつ しっぺい せいめいほけんけいやく
年齢が65歳未満(毎年4月1日における年齢)で、特別の疾病がなく、生命保険契約の
たいしやう けんこうじょうたい

対象となる健康状態であること

しょうがい かた はんい

◆ 障害のある方の範囲

- ちてきしょうがい りょういくてちょう しょじしゃ
①知的障害(療育手帳A・B所持者)
しんたいしょうがい しんたいしょうがいしやてちょう きゅう きゅうしょじしゃ
②身体障害(身体障害者手帳1級～3級所持者)
せいしんしょうがい せいしんしょうがいしやほけんふくしてちょう きゅう きゅうしょじしゃ
③精神障害(精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者)
じようき どうていど しょうがい みと
④上記と同程度の障害と認められるもの

てちょう しょじ かにゆう ばあい
(手帳を所持していなくても加入できる場合があります。)

かけきん しょとくぜい ちほうぜい ぜんがくしょとくこうじよ
なお、掛金は所得税、地方税とも全額所得控除されます。

3 手当(てあて)

と あ さき す しちょう
?問い合わせ先：お住まいの市町

とくべつじどうふようてあて

★ 特別児童扶養手当

しんたい ちてきまた せいしん じゅうどまた ちゅうど しょうがい ゆう さいみまん じどう かんご かた しきゅう
身体、知的又は精神に重度又は中度の障害を有する20歳未満の児童を監護している方に支給
しよとくじょうきょう てあて しきゅう ばあい
れます。ただし、所得状況などにより手当が支給されない場合があります。

てあてげつがく きゅう えん
◆手当月額：(1級) 55,350円

きゅう えん れいわ ねん がつぶん
(2級) 36,860円(令和6年4月分から)

しはらいじき がつ がつぶん がつぶん がつ がつぶん がつぶん がつ がつぶん がつぶん
◆支払時期：4月(12月分から3月分)、8月(4月分から7月分)、11月(8月分から11月分)

じゆきゅうご つぎ がいとう ばあい てあて う しかく
受給後、次のいずれかに該当する場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、すみや
しふくしじむしよまた まちやくば とど て
かに市福祉事務所又は町役場へ届け出てください。

- ① 受給者が児童を監護しなくなったとき
じゆきゅうしゅ じどう かんご
- ② 受給者又は児童が死亡及び日本国外へ転出したとき
じゆきゅうしよまた じどう しぼうおよ にほんこくがい てんしゅつ
- ③ 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けるようになったとき
じどう しょうがい しきゅうじゆう こうてきねんきん う
- ④ 対象児童の障害の程度が政令で定められた障害の状態に該当しなくなったとき
たいしょうじどう しょうがい ていど せいれい さだ しょうがい しょうたい がいとう
- ⑤ 児童が児童福祉施設等(保育所、通園施設への母子入所等は除く。)に入所しているとき
じどう じどうふくししせつとう ほいくしよ つうえんしせつ ほしにゆうしよどう のぞ にゆうしよ

とくべつしょうがいしやてあて

★ 特別障害者手当

にちじょうせいかつ じょうじとくべつ かいご ひつよう さいいじょう ざいたくじゅうどしょうがいしや かた しきゅう
日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅重度障害者の方に支給
しよとくじょうきょう てあて しきゅう ばあい
れます。ただし、所得状況などにより手当が支給されない場合があります。

てあてげつがく えん れいわ ねん がつぶん
◆手当月額：28,840円(令和6年4月分から)

しはらいじき がつ がつぶん がつぶん がつ がつぶん がつぶん がつぶん がつぶん
◆支払時期：2月(11月分から1月分)、5月(2月分から4月分)、8月(5月分から7月分)、
11月(8月分から10月分)

しょうがいじふくしてあて

★ 障害児福祉手当

にちじょうせいかつ じょうじかいご ひつよう さいみまん ざいたくじゅうどしょうがいしや かた しきゅう
日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅重度障害者の方に支給されます。た
しよとくじょうきょう てあて しきゅう ばあい
だし、所得状況などにより手当が支給されない場合があります。

てあてげつがく えん れいわ ねん がつぶん
◆手当月額：15,690円(令和6年4月分から)

しはらいじき がつ がつぶん がつぶん がつ がつぶん がつぶん がつ がつぶん がつぶん
◆支払時期：2月(11月分から1月分)、5月(2月分から4月分)、8月(5月分から7月分)、
11月(8月分から10月分)

4 税金(ぜいきん)

と あ さき す しちよう ぜいむしよ けんざいむじむしよ
 ? 問い合わせ先：お住まいの市町、税務署、県財務事務所

★ 税制上の減免措置

しょうがい ていど いっていいじよう ばあい かくしゅ ぜい げんめん そ ち
 障害の程度が一定以上の場合、各種の税の減免措置などがあります。

| くぶん 区分 | げんめん 減免 ないよう 内容 | たいしょうはんい 対象範囲 | といあわ 問合 さき せ先 |
|---|--------------------------|---|-----------------------------|
| しょとくぜい 所得税 | しょとく 所得 こうじよ 控除 | とくべつしょうがいしや ほんにん こうじよたいしょうはいぐうしや ふようしんぞく りょういくてちよう 特別 障害者 (本人・控除対象配偶者・扶養親族)【療育手帳A】 しょうがいしやこうじよ ほんにん こうじよたいしょうはいぐうしや ふようしんぞく りょういくてちよう 障害者控除 (本人・控除対象配偶者・扶養親族)【療育手帳B】 | ぜいむしよ 税務署 |
| じゅうみんぜい 住民税 | しょとく 所得 こうじよ 控除 | とくべつしょうがいしやこうじよ しょとくぜい おな 特別障害者控除(所得税と同じ) しょうがいしやこうじよ しょとくぜい おな 障害者控除(所得税と同じ) | しちよう 市町 |
| じどうしやぜい 自動車税 かんきょうせいのう (環境性能 わり しゅべつわり 割・種別割) けいじどうしやぜい 軽自動車税 かんきょうせいのうわり 環境性能割 けいじどうしやぜい 軽自動車税 しゅべつわり 種別割 | げんめん 減免 | ちてきしょうがいしやまた もの せいけい いつ もの しゅとくまた しよゆう じどうしや 知的障害者又はその者と生計を一にする者が取得又は所有する自動車 とう もつぱ とうがいしょうがいしや つうがくとう とうがいしょうがいしや せいけい いつ 等で専ら当該障害者の通学等のために当該障害者と生計を一にす もの うんてん ばあい る者が運転する場合 ちてきしょうがいしや しゅとくまた しよゆう じどうしやとう もつぱ とうがいしょうがいしや つうがく 知的障害者が取得又は所有する自動車等で専ら当該障害者の通学 とう とうがいしょうがいしや じょうじかいこしや うんてん ばあい 等のために当該障害者の常時介護者が運転する場合 | けんざいむ 県財務 じむしよ 事務所 |
| そうよぜい 贈与税 | ひかせい 非課税 | しょうがいしやひかせいしんたくしんこくしよ ていしゅつ とくていしょうがいしやふようしんたくけいやく 「障害者非課税信託申告書」の提出により、特定障害者扶養信託契約に もと とくていしょうがいしや じゅえきしや たい しんたくじゅえきけん かかく 基づく特定障害者(※)である受益者に対しては、信託受益権の価格が6 せんまんえん りょういくてちよう せんまんえん りょういくてちよう ひかせい 千万円(療育手帳A)、3千万円(療育手帳B)までは非課税となる。 とくべつしょうがいしや りょういくてちよう およ いってい しょうがいしや りょういくてちよう ※特別障害者(療育手帳A)及び一定の障害者(療育手帳B) | ぜいむしよ 税務署 |
| そうぞくぜい 相続税 | ぜいがく 税額 こうじよ 控除 | しょうがいしや そうぞくまた いそう ざいさん しゅとく ばあい とうがいしょうがいしや 障害者が相続又は遺贈により財産を取得した場合、当該障害者が さい たつ ねんすう いっていがく じょう きんがく ぜいがく こうじよ 85歳に達するまでの年数に一定額を乗じた金額を税額から控除する。 | ぜいむしよ 税務署 |

★ 利子等の非課税(障害者マル優制度)マル優、特別マル優制度があります。

きんゆうきかん てつづ よちよきん こくさい がんぼん まんえん
 あらかじめ金融機関で手続きをすることにより、預貯金や国債などについて、それぞれ元本350万円を
 げんど りし ひかせい
 限度として利子などが非課税になります。

たいしょうしや
【対象者】

- しんだいしょうがいしやてちよう も かた
(1) 身体障害者手帳をお持ちの方
- りょういくてちよう も かた
(2) 療育手帳をお持ちの方
- せいしんしょうがいほけんふくしてちよう も かた
(3) 精神障害保健福祉手帳をお持ちの方
- しょうがい しきゅうじゆう ねんきん じゅきゆう かた
(4) 障害を支給事由とする年金の受給をされている方
- しょうがいじふくしてあて とくべつしょうがいしやてあて けいかてきふくしてあて う かた
(5) 障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当を受けている方

5 割引・減免(わいびき・げんめん)

と あ さき かくじぎょうしゃ
 ? 問い合わせ先：各事業者

★ JR・県内私鉄、バス、タクシー等の旅客運賃割引制度

| こうつう 交通 きかん 機関 | わりびきたいしょう くぶん 割引対象の区分 | | けんしゅ 券種 | わりびきりつ 割引率 | |
|--|---|-------------------------------------|---|---------------|--------------|
| | | | | ほんにん 本人 | かいごしゃ 介護者 |
| てつどう 鉄道 JR・ してつ 私鉄 (※2) | てちょう 手帳A だい しゅ (第1種) | たんどくりよう 単独利用 | ふつう 普通(※1) | 50% | |
| | | かいごしゃあり 介護者有 | ふつう ていき 普通・定期 かいすう きゅうこう 回数・急行 | 50% | 50% |
| | てちょう 手帳B だい しゅ (第2種) | たんどくりよう 単独利用 | ふつう 普通(※1) | 50% | |
| | | かいごしゃあり 介護者有 さいみまん (12歳未満) | ていき 定期 | (※4) | 50% |
| けんない 県内 バス | てちょう てちょう 手帳A・手帳B だい しゅ だい しゅ (第1種・第2種) (※3) | ふつう 普通 | 50% | 50% | |
| | | ていき 定期 | 30% | 30% | |
| タクシー | てちょう だい しゅ てちょう だい しゅ 手帳A(第1種)、手帳B(第2種) | (メーター料金) りょうきん | 10% | | |
| こうくう こくないせん 航空(国内線) | かくうん そうじぎょうしゃまた ろせん こと 各運送事業者又は路線によって異なることがあります。 | | | | |
| ふね 船 | じぎょうしゃ と あ 事業者にお問い合わせください。 | | | | |

(※1) 片道100kmを超える場合

(※2) 各運送事業者又は路線によって異なる場合があります。事業者にお問い合わせください。

(※3) 定期券、乗車券購入時やバス下車時に必ず療育手帳をご提示ください。詳細はご利用になるバス会社にお問い合わせください。

(※4) 同乗の場合に限り本人も割引となる事業者もあります。

• 旅客運賃割引制度を利用する際は、ルールを守ってご利用ください。

• 割引乗車券は、発売窓口で療育手帳を提示して購入してください。

• 第1種又は第2種の証明がない療育手帳を提示しても割引が適用されません。種別
 標記がない場合は、療育手帳交付窓口へ問い合わせ、証明を受けるようにしてください。

• 小児(12歳未満)については、小児定期券及び小児航空券に対して、本人の上記割引
 は適用されません。

• タクシー運賃の割引を受けるときは、療育手帳を提示してください。

• タクシー運賃は、市町により別途助成制度を実施しているところがあります。

★ 有料道路の料金割引

重度の知的障害者(手帳A・第1種)の方が乗車して、介護者が自動車を運転し、有料道路を利用する場合に通行料金の最大50%が割引されます。割引を受けるには、事前登録手続きが必要になります。詳しくはお住まいの市町に御相談ください。

★ NHK放送受信料の減免

問い合わせ先：NHKふれあいセンター 0570-077-077
知的障害者の方を家族に有し、家族全員の市町村村民税が非課税の世帯は受信料が全額免除になります。また、重度の知的障害者(手帳A)の方が世帯主で受信契約者の場合は受信料が半額免除になります。お住まいの市町の障害福祉担当課で証明を受けて、NHKに申請してください。

★ NTTの無料番号案内(ふれあい案内)

療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳(視覚障害1～6級と肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)1、2級)のいずれかの交付を受けている方が、事前登録いただくと電話番号案内(104)が無料で利用できます。申込みの手続きや具体的な利用方法はNTT西日本(電話0120-104174、FAX0120-104134)に御相談ください。

※ふれあい案内の利用については、NTT西日本及びNTTの104を利用できる通信業者の回線から、104をダイヤルした場合が対象となります。

★ 携帯電話基本使用料等の割引

電話会社によっては、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方の携帯電話の基本使用料等が割引となります。具体的な割引の内容・率や手続き等は契約している電話会社に御相談ください。

★ 駐車禁止除外標章 問い合わせ先：各警察署交通(第一)課

重度の知的障害児(者)(手帳A)の方が通学・通園・通院・買い物等に際して介護者の自動車に同乗する場合に、公安委員会の駐車禁止規定の適用が除外される制度があります。詳しくは警察署窓口(ごそうだん)に御相談ください。

けんりつしせつ りょうりょうきん けんめん
★ 県立施設の利用料金の減免

だいしょうしや りょういくてちょうしよじしや かいごしや ひとり
対象者：療育手帳所持者とその介護者（1人）

| だいしょうしせつ 対象施設 | しよざいち でんわばんごう 所在地・電話番号 | けんめんそち だいしょう 減免措置の対象 こうもく 項目 |
|---|---|--|
| けんりつびじゅつかん 県立美術館 | 〒422-8002 静岡市駿河区谷田53-2 TEL (054) 263-5755 | かんらんりょう 観覧料 |
| ふじのくにちきゅうかんきょうし ミュージアム | 〒422-8017 静岡市駿河区大谷5762 TEL (054) 260-7111 | かんらんりょう 観覧料 |
| ふじのくにちや みやこ 茶の都ミュージアム | 〒428-0034 しまだしかなやふじみちょう 島田市金谷富士見町3053-2 TEL (0547) 46-5588 | かんらんりょう 観覧料 |
| 静岡県富士山世界遺産センター | 〒418-0067 富士宮市宮町5-12 TEL (0544) 21-3776 | かんらんりょう 観覧料 |
| けんすいさんかいようぎじゅつけんきゅうしよ 県水産海洋技術研究所 ふじようそんじょう 富士養鱒場 | 〒418-0108 富士宮市猪之頭579-2 TEL (0544) 52-0311 | かんらんりょう 観覧料 |
| けんすいさんかいようぎじゅつけんきゅうしよ 県水産海洋技術研究所 はまなこふんじょうはまなこたいけん 浜名湖分場 浜名湖体験 がくしゅうしせつ 学習施設「ウォット」 | 〒431-0214 はままつしちゅうおうくまいさかちょうべんてんじま 浜松市中央区舞阪町弁天島5005-3 TEL (053) 592-2880 | りょうりょうきん 利用料金 |
| けんりつしんりんこうえんもり いえ 県立森林公園森の家 | 〒434-0016 はままつしはまなこねがた 浜松市浜名区根堅2450-1 TEL (053) 583-0090 | りょうりょうきん 利用料金 |
| けんえいとしこうえん 県営都市公園 | | にゅうえんりょうまた 入園料又は りょうりょうきんなど 利用料金等 しょうさい かくこうえん (詳細は各公園 じむしょ と あ 事務所へお問い合わせ してください) |
| しすおかけんふじさん 静岡県富士山こどもの くに 国 | 〒417-0803 富士市桑崎1015 TEL (0545) 22-5555 | |
| あしたかこういきこうえん 愛鷹広域公園 | 〒410-0001 沼津市足高202 TEL (055) 924-8878 | |
| しすおかけんくさなぎそうごう 静岡県草薙総合 つんどうじょう 運動場 | 〒422-8008 静岡市駿河区栗原19-1 TEL (054) 261-9265 | |
| おがさやまそうごうらんどこうえん 小笠山総合運動公園 | 〒437-0031 袋井市愛野2300-1 TEL (0538) 41-1800 | |
| えんしゅうなだかいひんこうえん 遠州灘海浜公園 | 〒430-0844 はままつしちゅうおうくえのしまちょう 浜松市中央区江之島町1706 TEL (053) 442-6775 | |
| はまなこ 浜名湖ガーデンパーク | 〒431-1207 はままつしちゅうおうくむらくしちょう 浜松市中央区村櫛町5475-1 TEL (053) 488-1500 | |
| けんりつすいらいじょう 県立水泳場 | 〒421-2116 静岡市葵区西ヶ谷357-2 TEL (054) 296-3675 | りょうりょうきん 利用料金 |

| | | |
|-----------------------------------|---|---------------------------------|
| <small>ふじすいえいじょう</small> 富士水泳場 | <small>ふじしおおぶち</small> 〒417-0801 富士市大淵266 TEL (0545) 35-6022 | <small>りょうりょうきん</small> 利用料金 |
| <small>けんぶどうかん</small> 県武道館 | <small>ふじえだしまえじま</small> 〒426-0067 藤枝市前島2-10-1 TEL (054) 636-2332 | <small>りょうりょうきん</small> 利用料金 |

げんめん う ばあい りょういくてちょうまたは ていじ
 ※減免を受ける場合は、療育手帳又はミライロIDを提示してください。

6 医療(いりょう)

と あ さき す しちよう
? 問い合わせ先：お住まいの市町

★ 重度障害者(児)医療費助成

かくしゆけんこうほけん みと しんりよう う ばあい じこふたん しちよう じよせい う
各種健康保険で認められた診療を受けた場合の自己負担について、市町の助成が受けられます。ただし、所得により助成が受けられない場合があります。

たいしりょうしゃ しんたいしりょうがいしやてちりょう きりゆう ないふしりょうがい きりゆう りりょういくてちりょう
対象者(※)：身体障害者手帳1・2級・内部障害3級、療育手帳A、
せいしんしりょうがいしやほけんふくしてちりょう きりゆう も かた とくべつじりょうふりょうてあて きりゆう しりょうがい ゆう かた
精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方、特別児童扶養手当1級の障害を有する方

いっぱんてき れい しちりょう たいしりょうしゃ はんい こと
※一般的な例であり、市町により対象者の範囲は異なります。

しちりょう せいど こと しりょうさい しちりょうまどぐち ごそりょうだん
市町により制度が異なりますので、詳細については市町窓口にて御相談ください。

★ 後期高齢者医療制度

びりょういん いりりょうきかん まどぐちふたん わり けいげん せいど ふたんわりあい せたいしりょうとく おうじて
病院など医療機関における窓口負担が、1～3割に軽減される制度です。(負担割合は世帯所得に応じて
へんどう
変動します。)

こうきこうれいしりょうせいど かにゆう ばあい いま かにゆう いりりょうほけん だつたい
後期高齢者医療制度に加入する場合、今まで加入していた医療保険は脱退することになります。脱退手続
きについては、かにゆう いりりょうほけんたんどうふしよ かくにん
きについては、加入していた医療保険担当部署へご確認ください。

たいしりょうしゃ
【対象者】

- 75歳以上の方
- 65歳以上75歳未満で一定の障害(※)があると認定を受けた方(認定を受けるための申請手続きが必要
です。)

※1 一定の障害はいかに該当する場合は、

- 国民年金法等における障害年金1・2級
- 身体障害者手帳1・2・3級
- 身体障害者手帳4級 (①下肢障害4級1号(両下肢のすべての指を欠くもの)
②下肢障害4級3号(左右どちらか一方の下肢を下腿の2分の1以上で欠
くもの)
③下肢障害4級4号(左右どちらか一方の下肢機能の著しい障害)
④音声言語機能障害)
- 療育手帳A
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級

7 障害者・児に対する福祉サービスの体系(しょうがいしゃ・じにたいするふくしサービスたいけい)

? 問い合わせ先：お住まいの市町

平成25年4月1日に施行された「障害者総合支援法」に基づき、障害のある方々に、身近な市町が、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業などの提供を行います。また、障害のある方や介護する方の相談に応じたり、情報提供などを行います。

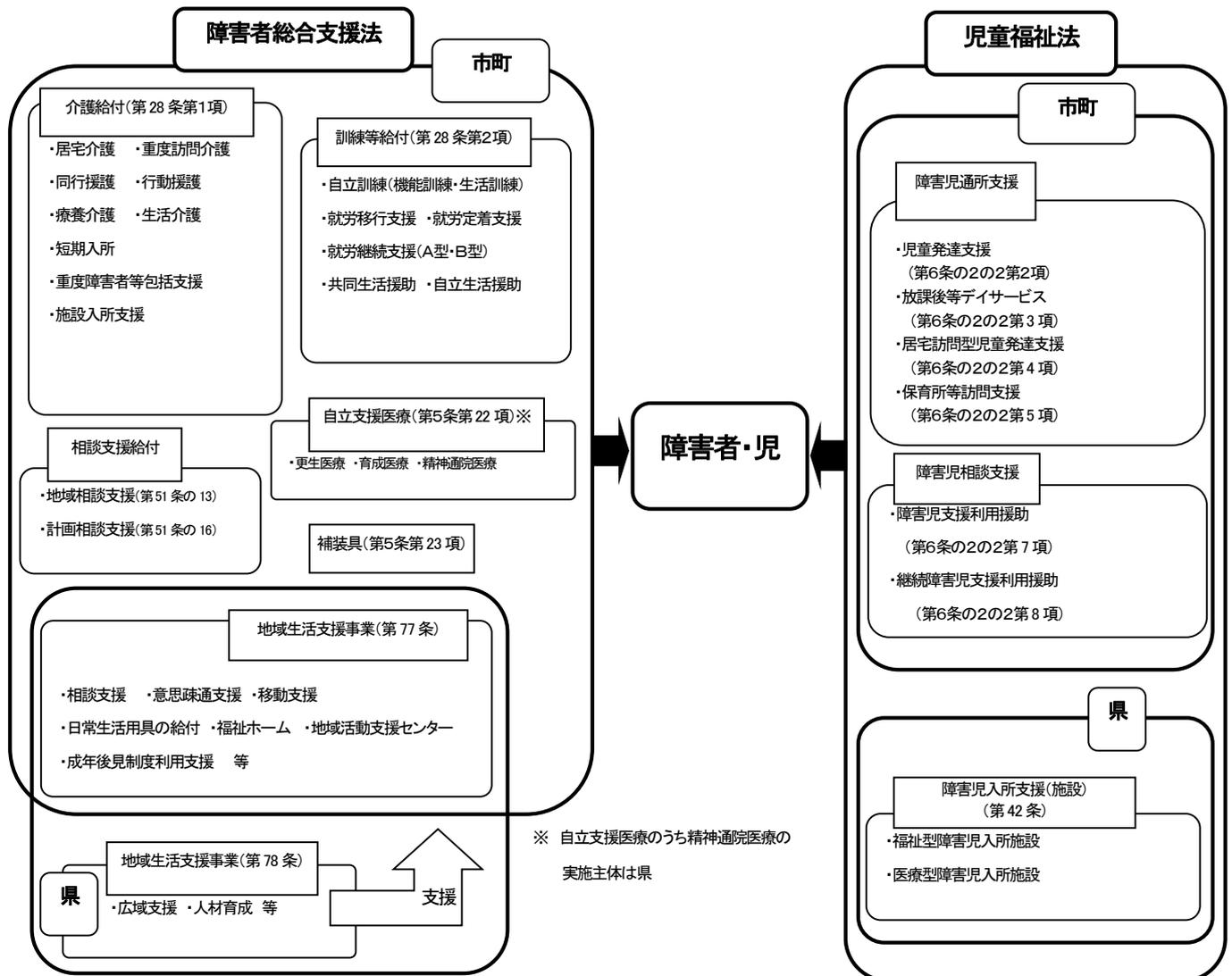
《障害者総合支援法のサービス》

大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つがあります。

「自立支援給付」…介護給付、訓練等給付、相談支援給付、自立支援医療、補装具の給付など

「地域生活支援事業」…手話通訳者や移動支援従事者（ガイドヘルパー）の派遣、日常生活用具の給付な

ど



★ 自立支援給付

障害のある方の自己決定を尊重し、利用者本意のサービスの提供を基本としてサービス提供事業者と対等な関係に基づき、障害のある方が自らサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みです。障害者総合支援法で規定するサービスの1つです。

(基本的な仕組み)

(1) 自立支援給付の利用を希望する際は市や町に相談し、自立支援給付費の支給申請をします。市や町で自立支援給付費を支給することが適当と認められたときは自立支援給付費の支給決定がされます。

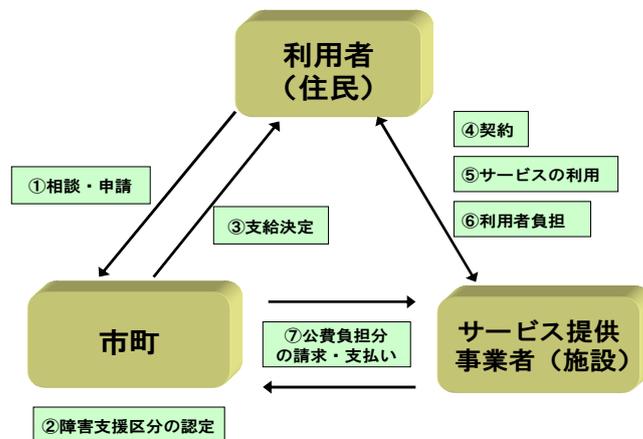
(2) 県知事もしくは政令市長の指定を受けた事業者・施設と契約し、サービスを利用します。

(3) サービスを利用した時は

・事業者・施設に対して利用者負担額を払います（所得に応じて月額負担上限額が設定されます。市や町の窓口にお問い合わせください。）。また、市や町はサービス提供に係る経費のうち、利用者負担額を除いた額を給付費として支給します（事業者・施設が代理で受領。）。

(4) 介護保険制度の福祉サービスを受けることができる方は、介護保険のサービスが優先されます。

(手続きの流れ)



(サービスの種類)

| | サービス名 | サービスの内容 |
|------|------------------|---|
| 介護給付 | 居宅介護 (ホームヘルプ) | 居宅における、入浴、排せつ又は食事などの介護 |
| | 重度訪問介護 | 常時介護を要する重度の肢体不自由者・知的障害者・精神障害者の方に対して、居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護 |
| | 同行援護 | 移動に著しい困難を有する視覚障害のある方に対して、外出時における、移動に必要な情報の提供と移動のための援護 |

| | |
|---------------------------|---|
| | <p>こうどうえんご 行動援護</p> <p>こうどうえんご 行動上 著しい困難がある知的障害又は精神障害のある方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動中の介護</p> |
| | <p>りょうようかいご 療養介護</p> <p>じょうじかいご よう いりょう ひつよう しょうがい かた たい びょういん 常時介護を要し、また医療が必要な障害のある方に対して、病院などで にっちゅう おこな きのうくねん りょうようしょう かんり かんご いがくてきかんり もと かいご 日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護 や日常生活上の世話</p> |
| | <p>せいかつかいご 生活介護</p> <p>じょうじかいご よう しょうがいしやしえんしせつ しせつ にっちゅう おこな にゅうよく はい 常時介護を要し、障害者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排 せつ しょくじ かいご そうさくてきかつどう せいざんかつどう きかいていきよう せつ、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会提供など</p> |
| | <p>たんきにゅうしょ 短期入所 (ショートステイ)</p> <p>かいご かた びょうき たんきかん にゅうしょ ひつよう かた たい 介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して、 しょうがいしやしえんしせつ おこな にゅうよく はい しょくじ かいご 障害者支援施設などで行う入浴、排せつ、食事の介護</p> |
| | <p>じゅうどしょうがいしゅうとうほう 重度障害者等包 かつしえん 括支援</p> <p>つね かいご ひつよう じゅうど しょうがい かた たい きょたくかいご た しょうがい 常に介護が必要な重度の障害のある方に対し、居宅介護やその他の障 ふくし ほうかつてき おこな かいご 福祉サービスを包括的に行う介護</p> |
| | <p>しせつにゅうしょしえん 施設入所支援</p> <p>しせつ おも やかん おこな にゅうよく はい しょくじ かいご 施設において、主に夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護</p> |
| 訓練等 給付 くねんとうきゅうふ | <p>じりつ 自立訓練</p> <p>じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな しんたいきのう 自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、身体機能や せいかつのもりよく こうじょう ひつよう くんれん 生活能力の向上のための必要な訓練</p> |
| | <p>しゅうろういこうしえん 就労移行支援</p> <p>しゅうろう きほう かた たい せいざんかつどう きかい ていきょう しゅうろう ひつよう 就労を希望する方に対し、生産活動などの機会を提供し、就労に必要な ちしき のりよくこうじょう ひつよう くんれん 知識や能力向上のための必要な訓練</p> |
| | <p>しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援</p> <p>つうじょう じぎょうしょ こよう こんなん かた たい しゅうろうきかい ていきょう せいざんかつどう 通常の事業所での雇用が困難な方に対して、就労機会の提供や生産活動 きかい ていきょう つう ちしき のりよくこうじょう ひつよう くんれん などの機会の提供を通じた知識や能力向上のための必要な訓練</p> |
| | <p>しゅうろうていぢやくしえん 就労定着支援</p> <p>いっばんしゅうろう いこう かた しゅうろう ともな せいかつめん かだい たいおう 一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための しえん おこな 支援を行う。</p> |
| | <p>じりつせいかつえんじょ 自立生活援助</p> <p>ひとりぐ ひつよう りかいりよく せいかつりよくとう おぎな ていきてき きょたくほうもん すいじ 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随 たいおう ひつよう しえん おこな 時の対応により必要な支援を行う。</p> |
| | <p>きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム)</p> <p>きょうどうせいかつ おこな じゅうきょ おも やかん おこな そうだん にゅうよく はい 共同生活を行う住居において、主に夜間に行われる相談や入浴、排せ また しょくじ かいご ほかにちじょうせいかつしゅう えんじょ つ又は食事の介護その他の日常生活上の援助</p> |
| 相談支援 給付 そうだんしえんきゅうふ | <p>ちいきそうだんしえん 地域相談支援 (地或移行支援)</p> <p>じゅうきょ かくほ た ちいき せいかつ いこう かつどう かん 住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する そうだん た べんぎ きょうよ 相談、その他の便宜の供与</p> |
| | <p>ちいきそうだんしえん 地域相談支援 (地域定着支援)</p> <p>じょうじれんちたいせい かくほ しょうがい とくせい きいん しょう きんきゅう 常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の じたいなど たいおう そうだん た べんぎ きょうよ 事態等に対応した相談、その他の便宜の供与</p> |

| | |
|--|---|
| けいかくぞうだんしえん 計画相談支援 りようしえん (サービス利用支援) | しきゅうけつていまた しきゅうけつてい へんこうまえ とうりょうけいかくあん さくせい 支給決定又は支給決定の変更前のサービス等利用計画案を作成、 しきゅうけつていまた へんこうご じぎょうしゃなど れんらくちょうせい けいかく さくせい 支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成 |
| けいかくぞうだんしえん 計画相談支援 けいそく りようしえん (継続サービス利用支援) | サービス等の利用状況を検証及び計画の見直しを実施、 しきゅうけつていまた へんこうご じぎょうしゃなど れんらくちょうせい けいかく さくせい 支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成 |

ちいきせいかつしえんじぎょう
★ 地域生活支援事業

しょうがい かた じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな ちいき とくせいとう おう
障害のある方が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性等に
じゅうなん じぎょうけいたい じぎょう じっし

じた柔軟な事業形態による事業を実施します。

じぎょう じっしじょうきょう しちょう こと だいひょうてき じれい けいさい
※事業の実施状況は市町により異なりますので、代表的な事例を掲載しています。

| じぎょうめい 事業名 | じぎょうないよう 事業内容 |
|---------------------------------------|---|
| ぞうだんしえんじぎょう 相談支援事業 | しょうがい かた しょうがい かた かいご かた ぞうだん おう じょうほうていきょう 障害のある方や障害のある方を介護する方の相談に応じたり、情報提供 おこな などを行います。 |
| せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業 | せいねんこうけんせいど りよう ゆうよう みと ちてきしょうがい かた 成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害のある方、 せいしんしょうがい かた たい もうした よう ひょうとう いちぶ ほじょ 精神障害のある方に対し、申立てに要する費用等の一部を補助します。 |
| いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業 | ちょうかく げんごきのう おんせいきのう た しょうがい いしそつう はか しじょう 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障 しょうがい かた しゅわつうやくしゃとう はけん おこな がある障害のある方に、手話通訳者等の派遣を行います。 |
| にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう 日常生活用具給付等事業 | しょうがい かた じりつせいかつしえんようぐとう にちじょうせいかつようぐ きゅうふまた たいよ 障害のある方に、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与しま す。 |
| いどうしえんじぎょう 移動支援事業 | しゃかいせいかつじょうひつようふかけつ がいしゅつおよ よかかつどうとう しゃかいさんか がいしゅつ 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の さい しえん おこな 際の支援を行います。 |
| た じぎょう その他の事業 | ていがく りょうきん きよしつ た せつび ていきょう ふくし うんえい じりつ 低額な料金で、居室その他の設備を提供する福祉ホームの運営や、自立し にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな ひつよう じぎょう おこな た日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 |

《児童福祉法のサービス》

大きく分けて「障害児通所支援」、「障害児相談支援」、「障害児入所施設」の3つがあります。
 「障害児通所支援」…児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス等
 「障害児相談支援」…障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助
 「障害児入所支援（施設）」…福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

★ 障害児通所支援及び障害児相談支援

通所による療育等の支援が必要な障害児を対象とする支援を行います。

(支援の種類)

| | 事業名 | 事業内容 |
|-------------|-------------|---|
| 障害児 通所支援 | 児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援 |
| | 医療型児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療 |
| | 放課後等デイサービス | 授業の終了後又は休校日における、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進などの支援 |
| | 保育所等訪問支援 | 保育所等における、障害児に対する、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援 |
| 障害児 相談支援 | 障害児支援利用援助 | 障害児通所支援の給付決定又は給付決定の変更前の障害児支援利用計画案を作成、給付決定又は変更後、事業者等との連絡調整、計画の作成 |
| | 継続障害児支援利用援助 | 利用する障害児通所支援の利用状況を検証及び計画の見直しを実施、必要により障害児の保護者に対し変更申請を勧奨 |

(基本的な仕組み)

(1)利用を希望する際は市や町に相談し、申請手続きを行います。市や町で支給が適当と認められ

たときは支給決定がされます。

(2)県知事もしくは政令市長の指定を受けた事業者・施設と契約し、サービスを利用します。

(3)サービスを利用した時は

事業者・施設に対して利用者負担額を払います(所得に応じて月額負担上限額が設定されます。市町窓口にお問い合わせください。)。また、市や町はサービス提供に係る経費のうち、利用者負担額を除いた額を給付費として支給します(事業者・施設が代理で受領)。

★ 障害児入所支援(施設)(契約の場合)

- ・福祉型…施設に入所している児童に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
- ・医療型…施設に入所又は指定医療機関に入院している児童に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

(基本的な仕組み)

- (1)利用を希望する際は市町又は児童相談所に相談し、申請手続きを行います。支給が適当と認められたときは支給決定がされます。
- (2)以降については、障害児通所支援・障害児相談支援(本ページ上段)と同じです。

★静岡県立中央図書館郵送貸出サービス

② 問い合わせ先：お住まいの市町

重度の障害があり図書館への来館が困難な方への、郵送により図書の貸出を行います。

- ・対象者：静岡県に在住し、障害の程度がAの療育手帳をお持ちの方。
- ・手続き：電話(054-262-1244)、FAX(054-264-4268)等で貸出の請求をします。

(初回利用時に利用者登録があります)

- ・利用料金：無料(送料も無料、通話料・通信料等は自己負担)
- ・貸出数：図書・雑誌併せて20冊以内、視聴覚資料3点以内。
- ・貸出期間：1ヶ月以内(郵送期間を含む)。

8 障害児者ライフサポート事業(しょうがいじしゃらいふさぽーとじぎょう)

② 問い合わせ先：お住まいの市町

障害のある方やその家族が、地域で安心して生活できるよう、障害者総合支援法による障害福祉サービスや地域生活支援事業では利用できないきめ細かな生活支援サービス等を提供します。市町によって利用できるサービスが異なりますので、詳しくは、お住まいの市町にお問い合わせください。

(サービスの例)

- ・ヘルパー派遣：特別支援学校等への送迎等
- ・短期入所(ショートステイ)：指定施設等を利用した宿泊サービス等
- ・デイサービス：指定施設等を利用した放課後児童対策等
- ・軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成：軽度・中等度難聴児が補聴器を購入等する費用を助成

9 生活支援(せいかつしえん)

と あ さき す しちようまた けんけんこうふくしふしやうがいふくしか
 ? 問い合わせ先：お住まいの市町又は県健康福祉部障害福祉課

★ 在宅重症心身障害児(者)療育支援事業

ざいたく じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ どう たい せんもんしよくいん りょういくそうだんとう おこな
 在宅の重症心身障害児(者)等に対して、専門職員が療育相談等を行います。

| けんいき 圏域 | じぎょうしょめい 事業所名 | ほうじんめい 法人名 | しよざいしちよう 所在市町 | でんわばんごう 電話番号 |
|--------------------------------|--|---|---|--|
| かも 賀茂 | ちいきせいかつしえん 地域生活支援センター すまいる | しゃかいふくしほうじんい す かい 社会福祉法人伊豆つくし会 | しもだし 下田市 | 0558-28-0106 |
| あだみ 熱海 いとう 伊東 | そうだんしえん 相談支援センターいづき | しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 じょうがさき さと 城ヶ崎いこいの里 | いとうし 伊東市 | 0557-52-3213 |
| すんとう 駿東 たがた 田方 | いすいりょうふくし 伊豆医療福祉センター とらのもんせいけいげ かびょういん フジ虎ノ門整形外科病院 | しゃかいふくしほうじんおんしざいだんさいせいかい 社会福祉法人恩賜財団済生会 しふしずおかけんさいせいかい 支部静岡県済生会 | いす くにし 伊豆の国市 | 055-949-1418 |
| ふじ 富士 | せいかつかいごじぎょうしょ 生活介護事業所メルシー | かぶしきがいしゃ 株式会社エーキックス | ふじし 富士市 | 0545-67-5400 |
| しずおか 静岡 | アグネス静岡 | しゃかいふくしほうじんこひつじがくえん 社会福祉法人小羊学園 | しずおかし 静岡市 | 054-249-2833 |
| しだ 志太 はいばら 榛原 | しょうがいふくし じぎょうしょ 障害福祉サービス事業所 わかふじ | しゃかいふくしほうじんふすいかい 社会福祉法人富水会 | ふじえだし 藤枝市 | 054-636-1710 |
| ちゅう 中 とう 東 えん 遠 | とうえんち くせいかつしえん 東遠地区生活支援センター せいかつかいごじぎょうしょ 生活介護事業所ぴのほーぷ そうだんしえんじぎょうしょ ゆい 相談支援事業所 結 | とうえんがくえんくみあい 東遠学園組合 しゃかいふくしほうじんわ しょうかい 社会福祉法人和松会 しゃかいふくしほうじんふくはまかい 社会福祉法人福浜会 | きくがわし 菊川市 かけがわし 掛川市 いわたし 磐田市 | 0537-35-2971 0537-29-5858 0538-58-2362 |

10 就業支援(しゅうぎょうしえん)

《国・県等の就業支援機関》

★ 静岡障害者職業センター

障害のある方の雇用を促進するため以下のサービスを行います。

(サービスの内容)

職業相談・評価、職業準備支援、ジョブコーチの派遣等

| 施設名 | 所在地 | 連絡先 |
|-------------|----------------------------|------------------------------------|
| 静岡障害者職業センター | 静岡県葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル7階 | TEL054-652-3322 FAX054-652-3325 |

★ 障害者職業能力開発施設等

○障害のある方向けの職業訓練(若年者コース訓練)

県立あしたか職業訓練校では、1年間の職業能力開発を実施しています。

- ・コンピュータ科・・・主に身体障害のある方を対象とした訓練(定員10人)
- ・生産・サービス科・・・主に知的障害のある方を対象とした訓練(定員40人)

また、県立職業能力開発施設(工科短期大学校(静岡キャンパス、沼津キャンパス)及び浜松技術専門校)では、そのほかにも職業訓練を実施しています。

- ・事業主委託訓練・・・職場実習中心の訓練です。(3か月程度)
- ・デュアル訓練・・・座学と職場実習を組み合わせた訓練です。(3か月～6か月)
- ・在職者訓練・・・企業にお勤めの方を対象にした訓練です。(2日～6日程度)

【実施校】

| コース名 | あしたか職業訓練校 | 工科短期大学校(静岡キャンパス) | 工科短期大学校(沼津キャンパス) | 浜松技術専門校(浜松テクノカレッジ) |
|----------|-----------|---------------------|------------------|--------------------|
| 若年者コース訓練 | ○ | 詳細については、お問い合わせください。 | | |
| 事業主委託訓練 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| デュアル訓練 | | ○ | ○ | ○ |
| 在職者訓練 | ○ | ○ | | ○ |

れんらくさき
【連絡先】

| | | |
|--|---|--|
| けんりつ しよくぎょうくねんこう 県立あしたか職業訓練校 | ぬまづしみやもと 沼津市宮本5-2 | TEL (055)924-4380 FAX(055)924-7758 |
| けんりつこうかたんきだいがっこう 県立工科短期大学校 しずおか (静岡キャンパス) | しずおかししみずくすのき 静岡市清水区楠 160 | TEL (054)345-3098 FAX(054)345-2921 |
| けんりつこうかたんきだいがっこう 県立工科短期大学校 ぬまづ (沼津キャンパス) | ぬまづしおおおか 沼津市大岡4044-24 | TEL (055)925-1072 FAX (055)925-1115 |
| けんりつはままつぎじゆつせんもんこう 県立浜松技術専門校 はままつ (浜松テクノカレッジ) | はままつしちゆうおうくおいけまち 浜松市中央区小池町 2444-1 | TEL (053)462-5602 FAX(053)462-5604 |

しょうがいしゃはたら しかわ そうしゆつ
★ 障害者働く幸せ創出センター

しよざいち こふくかん かい しずおかしあおいこふくちよう
所在地：5風来館4階（静岡市葵区呉服町）

とあ さき ほうじん

問い合わせ先：NPO法人 オールしずおかベストコミュニティ（TEL:054-251-3515）

じょうほう しゅうしゅう はっしん そうごうそうだんまどぐち かいせつ じゆさんじぎょう しえんとう とお ふくし さんぎようかい

情報の収集や発信、総合相談窓口の開設や授産事業の支援等を通し、福祉と産業界をつな

ぎ、障害のある人が働くことを広く支援します。

しょうがいしゃしゅうぎようせいかつしえん
★ 障害者就業・生活支援センター

しゅうぎようおよ ともな にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつじょう しえん ひつよう しょうがいしゃ たいしyou

就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者を対象に、

せんもん しよくいん そうだん しえん おこな
専門の職員が相談・支援を行います。

| けんいき 圏域 | めい センター名 | ほうじんめい 法人名 | しよざいち 所在地 | でんわばんこう 電話番号 |
|-------------------------|--|--|--------------|-----------------|
| かも 賀茂 | かもしょうがいしゃしゅうぎよう せいかつしえん 賀茂障害者就業・生活支援 センター「わ」 | しゃかいふくしほうじんふいくかい 社会福祉法人覆育会 | しもだし 下田市 | 0558-22-5715 |
| あだみ 熱海 いとう 伊東 | しょうがいしゃしゅうぎよう せいかつしえん 障害者就業・生活支援センター 「おおむろ」 | しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 じょうがさき さと 城ヶ崎いこいの里 | いとうし 伊東市 | 0557-53-5501 |
| すんとう 駿東 たがた 田方 | しょうがいしゃしゅうぎよう せいかつしえん 障害者就業・生活支援センター 「ひまわり」 | しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 たいよう おか あしたか太陽の丘 | ぬまづし 沼津市 | 055-923-7981 |
| ふじ 富士 | ふじしょうがいしゃしゅうぎよう せいかつしえん 富士障害者就業・生活支援 センター「チャレンジ」 | しゃかいふくしほうじんせいしんかい 社会福祉法人誠信会 | ふじし 富士市 | 0545-39-2702 |
| しずおか 静岡 | しょうがいしゃしゅうぎよう せいかつしえん 障害者就業・生活支援センター 「さつき」 | しゃかいふくしほうじんめいこうかい 社会福祉法人明光会 | しずおかし 静岡市 | 054-277-3019 |
| しだ 志太 はいばら 榛原 | しょうがいしゃしゅうぎよう せいかつしえん 障害者就業・生活支援センター 「ぼらんち」 | とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 しずおかふくしそごうしえん かい 静岡福祉総合支援の会 そら だいち 空と大地と | しまだし 島田市 | 0547-36-8985 |

| | | | | |
|-----------------------|---|--------------------------------|--------------|--------------|
| ちゅうと 中東 えん 遠 | しずおかちゅうとうえんしょうがいしゃしゅうぎょう 静岡中東遠障害者就業・ せいかつしえん 生活支援センター「ラック」 | しゃかいふくしほうじんめいわかい 社会福祉法人明和会 | ふくろいし 袋井市 | 0538-43-0826 |
| せいぶ 西部 | しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん 障害者就業・生活支援センター 「だんだん」 | いりょうほうじんしゃだんしゅうかい 医療法人社団至空会 | はまつし 浜松市 | 053-482-7227 |

《その他就業支援制度のご紹介》

★ 職場適応訓練制度

① 問い合わせ先：最寄りのハローワーク

しごと ばしょ な くんれん しょくば おこな くんれん たんきくんれん しゅうかんいない じゅうど
 仕事をする場所に慣れるための訓練を職場で行います。訓練は短期訓練（2週間以内。重度
 しょうがいしゃ しゅうかんいない いっぱんくんれん げつくない じゅうどしょうがいしゃ ねんくない
 障害者は4週間以内）と一般訓練（6か月以内。重度障害者は1年以内）があります。

★ 障害者トライアル雇用制度

① 問い合わせ先：最寄りのハローワーク

しょうがい ひと げんそく ため はたら こよう かいしゃ しょうがい
 障害のある人が原則3ヶ月試しに働いてみる（トライアル雇用）ことにより、会社と障害のある
 ひと たが わ あ しごと む たし うえ つづ はたら めざ せいで
 人が互いに分かり合い、仕事に向いているかを確かめた上で、続けて働くことを目指す制度です。

★ 職場適応援助者（ジョブコーチ）制度

しょうがい ひと しごと つづ そうだん ばあい かいしゃ おし かた ふだん せつ
 障害のある人から仕事を続けていくことについての相談がある場合や、会社からの教え方や普段の接
 かた ふあん ばあい しょくば で む きぎょう しょうがい ひと あいだ しごと
 し方などに不安がある場合に、ジョブコーチが職場に出向き、企業と障害のある人の間に入って、仕事
 すすめる くふう ていあん とくい にかて かいしゃ せつめい ひとり
 をよりよく進めるための工夫を提案したり、得意なことや苦手なことを会社に説明したり、一人ひとりの
 じょうぎょう あ しえん みな はたら しょくば しえん くに
 状況に合わせた支援を行うことで、皆が働きやすい職場となるよう支援します。ジョブコーチには国
 しょうがいしゃしょくぎょう けん せいで こよう どうじ りょう
 （障害者職業センター）と県それぞれの制度があり、トライアル雇用と同時に利用できます。

【問い合わせ先】

| くに 国のジョブコーチ | けん 県のジョブコーチ |
|--|--|
| しずおかしょうがいしゃしょくぎょう 静岡障害者職業センター (TEL:054-652-3322) | ほうじんはまつ NPO法人浜松NPO ネットワークセンター (TEL:053-445-3717) |

11 成年後見制度(せいねんこうけんせいど)

と あ さき しずおかかていさいばんしょ
①問い合わせ先：静岡家庭裁判所（電話番号：054-273-8773）

ものごと ほんだん のうりよく じゅうぶん かた ざいさん まも しえん せいど せいど
物事を判断する能力が十分でない方について、その財産を守り、支援していく制度です。この制度
にんいこうけんせいど ほうていこうけんせいど
には、任意後見制度と法定後見制度があります。

にんいこうけんせいど ほんだんのうりよく ふじゅうぶん まえ ほんにん けいやく えんじょしゃ き
任意後見制度は、判断能力が不十分になる前に、本人があらかじめ契約で援助者を決めておく
せいど
制度です。

たい ほうていこうけんせいど ほんだんのうりよく ふじゅうぶん いったい しんぞくとう もうした
これに対して、法定後見制度は、判断能力が不十分になってから、一定の親族等の申立てによ
かていさいばんしょ えんじょしゃ えら せいど
り、家庭裁判所が援助者を選ぶ制度です。

もうした あ てつぎ かていさいばんしょ と あ
申立てに当たっての手續については、家庭裁判所にお問い合わせください。

12 日常生活自立支援事業(にちじょうせいかつじいつしえんじぎょう)

と あ さき す しちょう しゃかいふくしきぎょうか
①問い合わせ先：お住まいの市町の社会福祉協議会

せいしん ちてき しょうがい かた にんちしょうこうれいしゃ なか にちじょうせいかつ ふあん かた たいしょう
精神や知的に障害のある方、認知症高齢者などの中で日常生活に不安のある方を対象に、ご
ほんにん けいやく もと ふくし りょうえんじょ にちじょうてき きんせんかんり かん そうだん しえん おこな
本人との契約に基づいて福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理に関する相談・支援を行う
じぎょう
事業です。

- ふくし りょう かん そうだん てつぎ えんじょ
- (1) 福祉サービスの利用に関する相談や手続きの援助
 - (2) 苦情解決制度の利用援助
くじょうかいけつせいど りょうえんじょ
 - (3) 公共料金や医療費等の支払い、生活費に要する預貯金の払戻し等日常的な金銭管理の援助
こうきょうりょうきん いりょうひとう しはら せいかつひ よう よちよきん はらいもど どうにちじょうてき きんせんかんり えんじょ
 - (4) 通帳、印鑑、年金証書など大切な書類の預かり
つうちょう いんかん ねんきんしょうしょ しよるい あす
 - (5) 定期的な訪問による生活状況の見守り
ていきてき ほうもん せいかつじょうきぎょう みまもり

13 各種相談(かくしゅそうだん)

と あ さき す しちよう
 ? 問い合わせ先：お住まいの市町

しょうかい しゅじゆ う かた くわ し かた けんけんこうふくし
 紹介した種々のサービスを受けたい方、あるいはもっと詳しいことを知りたい方は、県健康福祉セン
 ちてきしょうがいしゃこうせいそうだんしよ じどうそうだんじよ はったつしょうがいしゃしえん
 ター、知的障害者更生相談所、児童相談所、発達障害者支援センター、医療的ケア児等支援セ
 しふくしじむしよ まちやくば しょうがいしゃせいかつしえん とう そうだん ほけんじよ
 ンター、市福祉事務所、町役場、障害者生活支援センター等にご相談ください。保健所、ハローワー
 しゃかいほけんじむしよ ぜいむしよ ざいむしむしよ せんもんぶんや かん そうだん う つ
 ク、社会保険事務所、税務署、財務事務所でもそれぞれの専門分野に関する相談を受け付けています。
 かくしちよう そうだんぎょうむ いたく ちてきしょうがいしゃそうだんいん せっち すま
 また、各市町から相談業務を委託された知的障害者相談員も設置されていますので、お住まいの
 しちようまどぐち かくにん
 市町窓口で確認してください。

ちてきしょうがいしゃこうせいそうだんしよ れんらくさき
 ◎知的障害者更生相談所・連絡先

| | しよざいち たんとうかでんわ 所在地 (担当課電話・FAX) | しよかんちいき 所管地域 |
|--|---|---|
| かもちてきしょうがいしゃ 賀茂知的障害者 こうせいそうだんしよ 更生相談所 | しもだしなか 〒415-0016 下田市中531-1 TEL (0558) 24-2038 FAX (0558) 24-2159 | しもだし ひがしいずちよう かわづちよう みなみいずちよう 下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・ まつざきちよう にしいずちよう 松崎町・西伊豆町 |
| とうぶちてき 東部知的 しょうがいしゃ 障害者 こうせいそうだんしよ 更生相談所 | ぬまづしたかしまほんちよう 〒410-8543 沼津市高島本町 1-3 TEL (055) 920-2085 FAX (055) 920-2191 | ぬまづし みしまし すそのし いすし いす くにし しぬずちよう 沼津市・三島市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市・清水町・ ぬいずちよう かんぬみちよう あだみし いどうし こてんぼし おやまちよう 長泉町・函南町・熱海市・伊東市・御殿場市・小山町 |
| ふじちてきしょうがいしゃ 富士知的障害者 こうせいそうだんしよ 更生相談所 | ふじしもといちば 〒416-0906 富士本市場441-1 TEL (0545) 65-2141 FAX (0545) 65-2288 | ふじし ふじのみやし 富士市・富士宮市 |
| ちゅうおうちてき 中央知的 しょうがいしゃ 障害者 こうせいそうだんしよ 更生相談所 | ふじえだしせとあらや 〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1 TEL (054) 646-3579 FAX (054) 646-3563 | しまだし やいづし ふじえだし まきのはらし 島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市 よしだちよう かわねほんちよう ・吉田町・川根本町 |
| せいぶちてき 西部知的 しょうがいしゃ 障害者 こうせいそうだんしよ 更生相談所 | いわたしみつけ 〒438-8622 磐田市見付3599-4 TEL (0538) 37-2819 FAX (0538) 37-2841 | いわたし かけがわし ふくろいし おまえざきし きくがわし 磐田市・掛川市・袋井市・御前崎市・菊川市・ もりまち こさいし 森町・湖西市 |
| しずおかしちいき 静岡市地域 リハビリテーション推進センター しずおかしちてきしょうがいしゃ (静岡市知的障害者 こうせいそうだんしよ 更生相談所) | しずおかしあおいくじょうとうちよう 〒420-0846 静岡市葵区城東町 24-1 TEL (054) 249-3182 FAX (054) 209-0103 | しずおかし 静岡市 |
| はままつししょうがいしゃ 浜松市障害者 こうせいそうだんしよ 更生相談所 | はままつしあゆうおうくちゆうおういちちようめ 〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12 ばん ごうけはままつそうこうちゆうかい 番1号県浜松総合庁舎4階 TEL (053) 457-2707 FAX (053) 457-2645 | はままつし 浜松市 |

じどうそうだんしよ れんらくさき
 ◎児童相談所・連絡先

| | しよざいち たんとうかでんわ 所在地 (担当課電話・FAX) | しよかんちいき 所管地域 |
|------------------------------------|--|--|
| かも 賀茂 じどうそうだんしよ 児童相談所 | しもだしなか 〒415-0016 下田市中531-1 TEL (0558) 24-2038 FAX (0558) 24-2159 | しもだし ひがしいずちよう かわづちよう みなみいずちよう 下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・ まつぎきちよう にしいずちよう 松崎町・西伊豆町 |
| とうぶ 東部 じどうそうだんしよ 児童相談所 | ぬまつしたかしまほんちよう 〒410-8543 沼津市高島本町 1-3 TEL (055) 920-2085 FAX (055) 920-2191 | ぬまつし みしまし すそのし いずし いず くにし しみずちよう 沼津市・三島市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市・清水町・ なかいずみちやう かなみちやう あたみし いとうし ごてんぼし おやまちよう 長泉町・函南町・熱海市・伊東市・御殿場市・小山町 |
| ふじ 富士 じどうそうだんしよ 児童相談所 | ふじしもといちば 〒416-0906 富士市本市場441-1 TEL (0545) 65-2141 FAX (0545) 65-2288 | ふじし ふじのみやし 富士市・富士宮市 |
| ちゆうおう 中央 じどうそうだんしよ 児童相談所 | ふじえだしせとあらや 〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1 TEL (054) 646-3570 FAX (054) 646-3563 | しまだし やいづし ふじえだし まきのほらし よしだちよう 島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市・吉田町・ かわねほんちよう 川根本町 |
| せいぶ 西部 じどうそうだんしよ 児童相談所 | いわたしみつけ 〒438-8622 磐田市見付3599-4 TEL (0538) 37-2810 FAX (0538) 37-2841 | いわたし かけかわし ふくろいし おまえぎきし きくかわし 磐田市・掛川市・袋井市・御前崎市・菊川市・ もりまち こさいし 森町・湖西市 |
| しずおかし 静岡市 じどうそうだんしよ 児童相談所 | しずおかしあおいつつみちよう 〒420-0947 静岡市葵区堤町 914-417 TEL (054) 275-2871 FAX (054) 272-1610 | しずおかし 静岡市 |
| はままつし 浜松市 じどうそうだんしよ 児童相談所 | はままつしちゆうおうくちゆうおう ちようめ ほん 〒430-0929 浜松市中央区中央1丁目12番 ごうけい 1号 県浜松総合庁舎4階 TEL (053) 457-2703 FAX (053) 457-2645 | はままつし 浜松市 |

| けんざいむじむしよじどうしやぜいたんとう ◎県財務事務所自動車税担当 | でんわばんごう 電話番号 |
|--|--|
| しもだざいむじむしよ 下田財務事務所 TEL0558-24-2018 | ふじえだざいむじむしよ 藤枝財務事務所 TEL054-644-9122 |
| あたみざいむじむしよ 熱海財務事務所 TEL0557-82-9061 | いわたざいむじむしよ 磐田財務事務所 TEL0538-37-2211 |
| ぬまつざいむじむしよ 沼津財務事務所 TEL055-920-2019 | はままつざいむじむしよ 浜松財務事務所 TEL053-458-7132 |
| ふじざいむじむしよ 富士財務事務所 TEL0545-65-2118 | |
| しずおかざいむじむしよ 静岡財務事務所 TEL054-286-9130 | |

はったつしょうがいしゃしえん れんらくさき
 ◎発達障害者支援センター・連絡先

ねんれい ちてきしょうがい うむ かか はったつしょうがい じへいしょう しょうこうぐん た こうはんせい
 年齢、知的障害の有無に関わらず発達障害（自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性
 はったつしょうがい ちゅういけっかんだとうせいしょうがい がくしゅうしょうがい うたが かた さまざま そうだん しえん
 発達障害、注意欠陥多動性障害、学習障害）やその疑いがある方への様々な相談、支援を
 おこな ようやく
 行っています。（要予約）

| | しよざいち たんとうかでんわ 所在地 (担当課電話・FAX) | しよかんちいき 所管地域 |
|--|--|---|
| しすおかけんとうぶはったつしょうがいしゃ 静岡県東部発達障害者 支援センターアスタ (東部) | ぬまづしあげつちちよう ばんち 〒410-0802 沼津市上土町3番地 ぬまづ 沼津トラストビル2階 TEL (055) 957-9090 FAX (055) 957-9093 | しもだし ひがしいずちよう かわづちよう 下田市・東伊豆町・河津町・ みなみいずちよう まつざぎちよう にしいずちよう 南伊豆町・松崎町・西伊豆町・ ぬまづし みしまし すそのし いずし 沼津市・三島市・裾野市・伊豆市・ いずくにし しみずちよう ながいずみちよう 伊豆の国市・清水町・長泉町・ かななみちよう あたまし いとうし ごてんぼし 函南町・熱海市・伊東市・御殿場市・ おやまちよう ふじし ふじのみやし 小山町・富士市・富士宮市 |
| しすおかけんちゅうせいぶはったつしょうがいしゃ 静岡県中西部発達障害者 支援センターココ (中西部) | しまだしおおかわちよう 〒427-0023 島田市大川町10-1 かい エフビル3階 TEL 0547(39)3600 FAX 0547(39)3604 | しまだし やいづし ふじえだし まきのはらし 島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市・ よしたちよう かわねほんちよう いわたし かがわし 吉田町・川根本町・磐田市・掛川市・ ふくろいし おまえざきし きくがわし もりまち 袋井市・御前崎市・菊川市・森町・ こさいし 湖西市 |
| しすおかしはったつしょうがいしゃ 静岡市発達障害者 支援センター「きらり」 | しすおかしするがくまがりかね 〒422-8006 静岡市駿河区曲金 5-3-30 TEL (054) 285-1124 FAX (054) 285-1125 | しすおかし 静岡市 |
| はままつしはったつそだんしえん 浜松市発達相談支援 センター「ルピロ」 | はままつしちゅうおうくかじまち 〒430-0933 浜松市中央区鍛冶町100 ばんち はままつ 番地の1 ザザシティ浜松 ちゅうおうかん かい 中央館5階 TEL (053) 459-2721 FAX (053) 452-3813 | はままつし 浜松市 |

いりょうてき じとうしえん れんらくさき
 ◎医療的ケア児等支援センター・連絡先

ざいたく いりょうてき じとう かぞく みちか ちいき あんしん く
 在宅の医療的ケア児等とそのご家族が身近な地域で安心して暮らしていただけるように、専門の相談員が
 いりょう ふくし ほけん きょういくとう かんけいきかん れんけい いりょうてき かん さまざま そうだん たいおう
 医療・福祉・保健・教育等の関係機関と連携し、医療的ケアに関する様々な相談に対応します。

| | しよざいち でんわ 所在地 (電話・FAX) |
|---|--|
| しすおかけんいりょうてき じとうしえん 静岡県医療的ケア児等支援 センター | しすおかしするがくありあけちよう しすおかけんしすおかそうごうちょうしゃべっかん かい 〒422-8031 静岡市駿河区有明町2-20 静岡県静岡総合庁舎別館3階 TEL (054) 204-1380 FAX (054) 204-1385 |

しちょうしょうがいふくしたんとう でんわばんごう ばんごう
 ◎市町障害福祉担当 電話番号・FAX番号

しもだし 下田市 Tel0558-22-2216
 FAX0558-22-3910
 ひがしずちょう 東伊豆町 Tel0557-95-6204
 FAX0557-95-5691
 かわづちょう 河津町 Tel0558-36-3232
 FAX0558-34-1811
 みなみいずちょう 南伊豆町 Tel0558-62-6233
 FAX0558-62-2493
 まつざきちょう 松崎町 Tel0558-42-3966
 FAX0558-42-3184
 にしいずちょう 西伊豆町 Tel0558-52-1961
 FAX0558-52-5750
 あたみし 熱海市 Tel0557-86-6335
 FAX0557-86-6338
 いとうし 伊東市 Tel0557-32-1532
 FAX0557-36-0775
 ぬまづし 沼津市 Tel055-934-4829
 FAX055-934-2631
 みしまし 三島市 Tel055-983-2612
 FAX055-976-5555
 すそのし 裾野市 Tel055-995-1820
 FAX055-992-3681
 いずし 伊豆市 Tel0558-72-9863
 FAX0558-72-8638
 いずのくにし 伊豆の国市 Tel0558-76-8007
 FAX0558-76-8029
 かなみちょう 函南町 Tel055-979-8127
 FAX055-979-8143
 しみずちょう 清水町 Tel055-981-8204
 FAX055-973-1959

ながいずみちょう 長泉町 Tel055-989-5512
 FAX055-989-5515
 ごてんぼし 御殿場市 Tel0550-82-4238
 FAX0550-84-1046
 おやまちょう 小山町 Tel0550-76-6661
 FAX0550-76-4770
 ふじのみやし 富士宮市 Tel0544-22-1145
 FAX0544-28-4345
 ふじし 富士市 Tel0545-55-2911
 FAX0545-53-0151
 しずおかし 静岡市
 あおいく 葵区 Tel054-221-1099
 FAX054-254-6322
 するがく 駿河区 Tel054-202-5818
 FAX054-287-8660
 しみずく 清水区 Tel054-354-2106
 FAX054-352-0323
 しまだし 島田市 Tel0547-36-7154
 FAX0547-37-0235
 やいづし 焼津市 Tel054-626-1127
 FAX054-626-2189
 ふじえだし 藤枝市 Tel054-643-3149
 FAX054-644-2941
 まきのはらし 牧之原市 Tel0548-23-0072
 FAX0548-23-0099
 よしだちょう 吉田町 Tel0548-33-2104
 FAX0548-33-0361
 かわねほんちょう 川根本町 Tel0547-56-2224
 FAX0547-56-1117

いわたし 磐田市 Tel0538-37-4919
 FAX0538-36-1635
 かけがわし 掛川市 Tel0537-21-1139
 FAX0537-21-1163
 ふくろいし 袋井市 Tel0538-44-3114
 FAX0538-43-6285
 おまえざきし 御前崎市 Tel0537-85-1121
 FAX0537-85-1144
 きくがわし 菊川市 Tel0537-37-1252
 FAX0537-37-1255
 もりまち 森町 Tel0538-85-1800
 FAX0538-86-6301
 こさいし 湖西市 Tel053-576-4532
 FAX053-576-1220
 はまつし 浜松市
 ちゅうおうふくしじぎょうしょ 中央福祉事業所
 Tel053-457-2057
 FAX053-457-2632
 ちゅうおうふくしじぎょうしょ 中央福祉事業所(東)
 ひがし
 Tel053-424-0176
 FAX050-3535-7636
 ちゅうおうふくしじぎょうしょ 中央福祉事業所(西)
 にし
 Tel053-597-1159
 FAX050-3385-8182
 ちゅうおうふくしじぎょうしょ 中央福祉事業所(南)
 みなみ
 Tel053-425-1485
 FAX050-3385-8976
 はまなふくしじぎょうしょ 浜名福祉事業所
 Tel053-585-1697
 FAX053-586-5495
 はまなふくしじぎょうしょ 浜名福祉事業所(北)
 きた
 Tel053-523-2898
 FAX050-3537-9140
 てんりゅうふくしじぎょうしょ 天竜福祉事業所
 Tel053-922-0024
 FAX053-922-0049

ぜいむしよ でんわ ばんごう
◎税務署電話番号

しもだぜいむしよ
下田税務署 TEL0558-22-0185
みしまぜいむしよ
三島税務署 TEL055-987-6711
あたまぜいむしよ
熱海税務署 TEL0557-81-3515
ぬまづぜいむしよ
沼津税務署 TEL055-922-1560

ふじぜいむしよ
富士税務署 TEL0545-61-2460
しみずぜいむしよ
清水税務署 TEL054-355-2360
しずおかぜいむしよ
静岡税務署 TEL054-252-8111
ふじえだぜいむしよ
藤枝税務署 TEL054-641-0680

しまだぜいむしよ
島田税務署 TEL0547-37-3121
かけがわぜいむしよ
掛川税務署 TEL0537-22-5141
いわたぜいむしよ
磐田税務署 TEL0538-32-6111
はままつひがしぜいむしよ
浜松東税務署 TEL053-458-1111
はままつにしぜいむしよ
浜松西税務署 TEL053-555-7111

◎ハローワーク 電話・FAX番号

しもだ
ハローワーク下田
TEL 0558-22-0288
FAX 0558-23-0733

ふじ
ハローワーク富士
TEL 0545-51-2151
FAX 0545-52-7743

はいばら
ハローワーク榛原
TEL 0548-22-0148
FAX 0548-22-7472

みしま
ハローワーク三島
TEL 055-980-1300
FAX 055-987-4414

ふじのみや
ハローワーク富士宮
TEL 0544-26-3128
FAX 0544-23-9510

かけがわ
ハローワーク掛川
TEL 0537-22-4185
FAX 0537-22-4913

いとう
ハローワーク伊東
TEL 0557-37-2605
FAX 0557-38-3713

しみず
ハローワーク清水
TEL 054-351-8609
FAX 054-351-8615

いわた
ハローワーク磐田
TEL 0538-32-6181
FAX 0538-37-7447

ぬまづ
ハローワーク沼津
TEL 055-931-0145
FAX 055-932-7336

しずおか
ハローワーク静岡
TEL 054-238-8609
FAX 054-238-3440

はままつ
ハローワーク浜松
TEL 053-541-8609
FAX 053-457-5162

ごてんば
ハローワーク御殿場
TEL 0550-82-0540
FAX 0550-82-7090

やいづ
ハローワーク焼津
TEL 054-628-5155
FAX 054-626-0093

ほそえ
ハローワーク細江
TEL 053-522-0165
FAX 053-522-3727

しまだ
ハローワーク島田
TEL 0547-36-8609
FAX 0547-37-8626

はまきた
ハローワーク浜北
TEL 053-584-2233
FAX 053-585-2434

ねんきんじむしよ でんわ ばんごう
◎年金事務所 電話・FAX番号

みしまねんきんじむしよ
三島年金事務所
TEL 055-973-1166
FAX 055-971-8311

しみずねんきんじむしよ
清水年金事務所
TEL 054-353-2233
FAX 054-353-3611

かけがわねんきんじむしよ
掛川年金事務所
TEL 0537-21-5524
FAX 0537-21-3211

ぬまづねんきんじむしよ
沼津年金事務所
TEL 055-921-2201
FAX 055-923-3811

しずおかねんきんじむしよ
静岡年金事務所
TEL 054-203-3707
FAX 054-284-4411

はままつひがしねんきんじむしよ
浜松東年金事務所
TEL 053-421-0192
FAX 053-421-6011

まちかど ねんきんそうだん ぬまづ
街角の年金相談センター沼津
TEL 055-954-1321
FAX なし

まちかど ねんきんそうだん しずおか
街角の年金相談センター静岡
TEL 054-288-1611
FAX なし

はままつにしねんきんじむしよ
浜松西年金事務所
TEL 053-456-8511
FAX 053-452-8011

ふじねんきんじむしよ
富士年金事務所
TEL 0545-61-1900
FAX 0545-64-5411

しまだねんきんじむしよ
島田年金事務所
TEL 0547-36-2211
FAX 0547-37-6011

まちかど ねんきんそうだん はままつ
街角の年金相談センター浜松
TEL 053-465-2360
FAX なし

いのち輝き、笑顔あふれる社会を。



生きがいと健康づくり
イメージキャラクター
「ちゃっぴー」

静岡県健康福祉部



私たち静岡県健康福祉部職員の仕事の姿勢

- 1 県民の声に耳を傾け、県民の視線に立って仕事をします。
- 2 つねに公平・公正に、県民の幸せのために責任ある判断をします。
- 3 県民が必要とする情報を、積極的に分かりやすく提供します。
- 4 生産性の向上に努め、質の高いサービスを目指します。
- 5 いつも笑顔で親切に、誠実で迅速な対応をします。

私たちは、いのちを守る使命感、いたわりの心・やさしい心で、
一人ひとりの熱い想いを、元気いっぱい伝えます！

れいわ ねん がつ しず おか けん
令和7年1月 静岡県

けんこうふくし ぶ しょうがいしゃしえんきょくしょうがいふくしか
健康福祉部障害者支援局障害福祉課

しずおかしあおいくおうてまち
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL (054) 221-3319・2366・2367

FAX (054) 221-3267